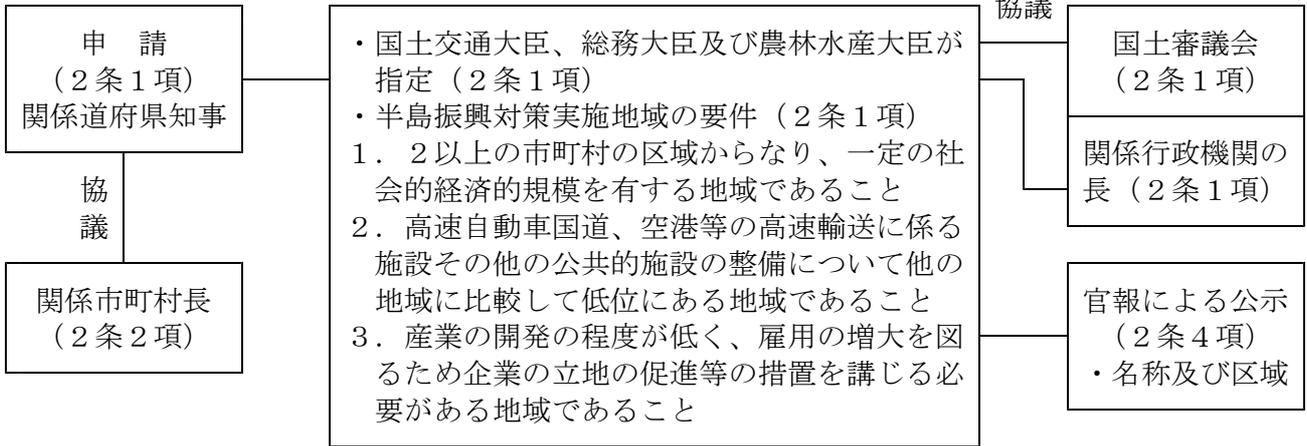


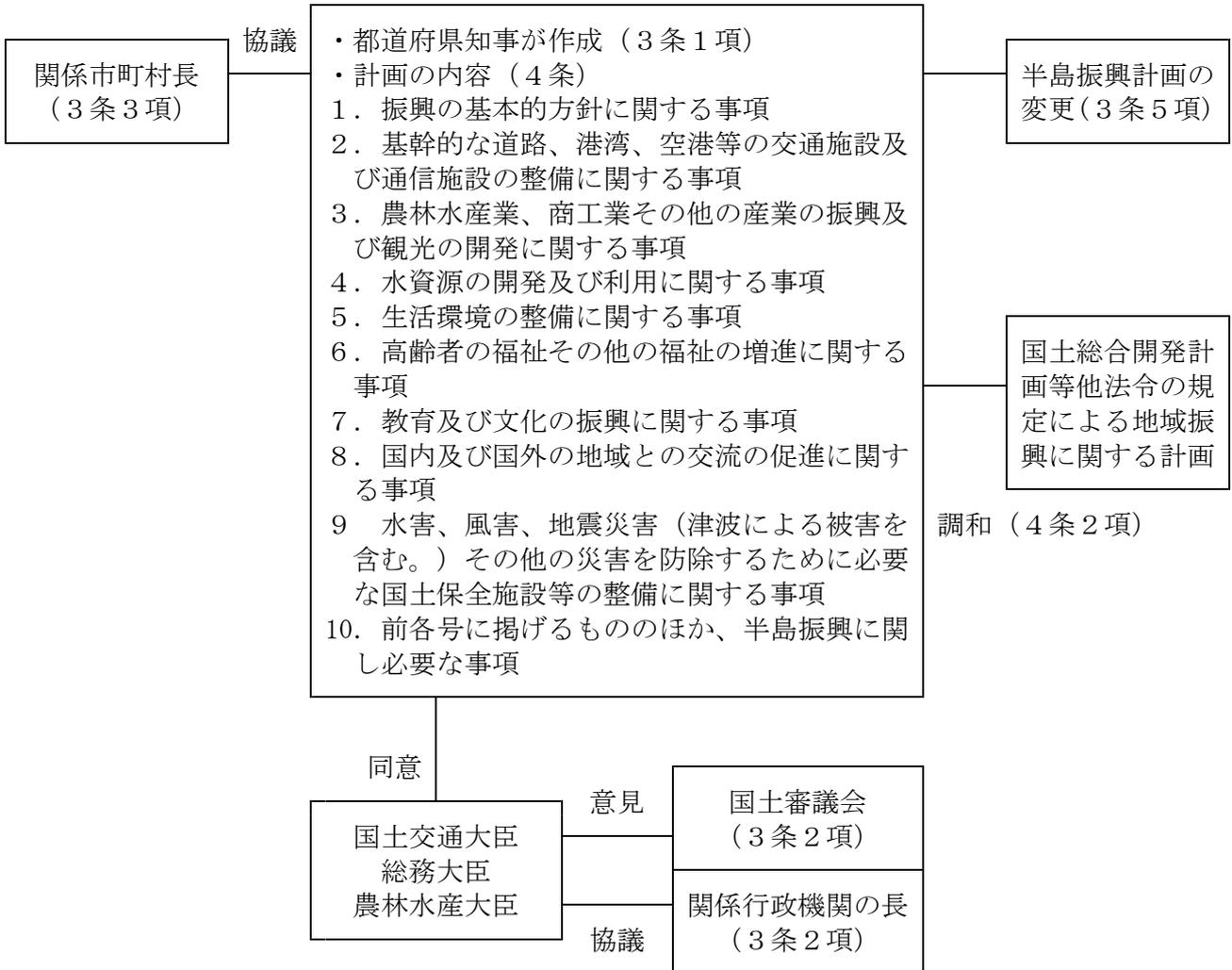
半島振興法のスキーム

目的（1条）
 半島地域（架橋離島を含む。）について、広域的かつ総合的な特別対策の実施による地域振興
 →半島地域の自立的発展・地域住民の生活の向上・国土の均衡ある発展

<地域指定>



<半島振興計画の作成等>



<計画に基づく事業の実施>

- ・国、地方公共団体その他の者が実施（5条）
- ・国の施策
 - 6条 国は、事業の実施に関し、必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮
 - 7条 国は、事業の実施に要する経費について、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努める。
- ・地方債についての配慮
 - 8条 地方公共団体が行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債について特別の配慮
- ・資金の確保
 - 9条 国及び地方公共団体は、製造事業、運輸事業等を営む者が、工場、事業場等の施設の新設、増設、土地の取得、造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努める。
- ・半島循環道路等の整備
 - 10条 国は、主要な道路であって、地域の振興のために特に重要と認められるものの整備に関する事業について、その円滑な実施が促進されるよう特に配慮。
- ・基幹的な市町村道等の都道府県による代行整備
 - 11条 基幹的な市町村道等の新設及び改築については、半島振興計画に基づいて都道府県が行うことができる。これらの整備に要する経費にかかる国の負担又は補助については、これらを都道府県道等とみなす。
- ・小型航空機用飛行場等の整備
 - 12条 国は、地方公共団体が半島振興計画に基づいて実施する小型航空機用飛行場等の整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう適切に配慮。
- ・情報の流通の円滑化及び通信体系の充実
 - 13条 国及び地方公共団体は、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切に配慮。
- ・農林水産業の振興
 - 13条の2 国及び地方公共団体は、生産基盤の強化、地域特産物の開発及び流通・消費の増進、鳥獣による被害の防止、観光業との連携の推進について適切に配慮。
- ・高齢者の福祉の増進
 - 14条 国及び地方公共団体は、高齢者の福祉の増進を図るため、便宜を供与し、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切に配慮。
- ・地域文化の振興等
 - 15条 国及び地方公共団体は、文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切に配慮。
- ・地域間交流の促進
 - 15条の2 国及び地方公共団体は、半島地域には優れた自然の風景地、文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることにかんがみ、観光その他の半島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切に配慮。
- ・税制上の措置
 - 16条 国は、租税特別措置法の定めるところにより、必要な措置を講ずる。
- ・地方税の不均一課税に伴う措置
 - 17条 地方公共団体が、製造業又は旅館業につき事業税・不動産取得税・固定資産税に係る不均一の課税をした場合、地方交付税の算定における基準財政収入額は、当該不均一課税による減収額のうち、一定の額を控除した額とする。